

# 環境破壊を防ぐために

# 残土条例の素案を公表 —パブリックコメント—

▶問い合わせ＝環境課 ☎(32)8018 ☎(34)4189



三好町内では今、土木工事や建設工事などにより発生する土砂等を、農地や山林に埋め立てる事業が頻繁に行われ、土壌への悪影響が心配されています。また多量の土砂等を積み上げることにより、土砂が崩落したり、流出したりする災害の発生も懸念され、安全面が心配されるようになりました。

そこで三好町では、土砂等の不適正な処理による土壌の汚染と災害の発生を防ぐため、来年の3月議会への提出を目指し「(仮称)土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」(通称名・残土条例)を制定する準備を進めています。この条例は、優良な農地や緑豊かな里山、山林が土砂の埋立てなどと称した土壌汚染による環境破壊や災害の発生を防ぐために、土砂等の埋立てや盛土、たい積などの事業を行う場合に従うべき基準や手続きを定めるものです。

今回の広報では、条例の素案の概要をお伝えします。パブリックコメント手続きにより、皆さんからのご意見をお聴きしながら、皆さんと一緒に条例を策定したいと考えています。皆さんのご意見をお待ちしています。

## CONTENTS

「特集」 p.3

残土条例の素案を公表

まちづくり基本計画の原案を公表

平成15年度上半期財政公表

「みんなのひろば」 p.12

瞳を輝かせて／第58回国民体育大会陸上競技

棒高跳び出場 野口 力矢 君 (三好高校)

「まちの話題」 p.16

産業フェスタ、芋掘り体験

公園まつりほか

「お知らせ」 裏表紙から

## 表紙の説明



11月2日にサンアートで開催された三好演劇塾公演「はるかなる銀色の水」のひとつ。塾生ら96人は、夢の「愛知用水事業」を題材にした創作ミュージカルを、全員一丸となって熱演。会場に大きな感動を呼びました。

## 三好の人口 ( )は前月比

人口	5万1,764人	(+176人)
男	2万6,619人	(+77人)
女	2万5,145人	(+99人)
世帯数	1万8,080世帯	(+71世帯)

(平成15年11月1日現在)

## 11月・12月カレンダー

15 土	秋季企画展「江戸時代の三好～こもんじょからわかること～」開催中 (歴史民俗資料館 ～12月14日) 小中学校夢の作品展 (9:00～ サンアート ～16日)
16 日	
17 月	行政相談 (13:00～ 役場相談室)
18 火	司法書士・行政書士・土地家屋調査士合同相談 (13:00～ 役場相談室)
19 水	年金相談 (10:00～ 役場相談室) 知的障害に関する福祉相談 (10:00～ 役場相談室) こどもの相談 (10:00～ なかよし地区子育て支援センター)
20 木	介護相談 (9:00～ ケアハウス寿睦苑) 心配ごと相談 (9:00～ 福祉センター)
21 金	
22 土	おはなし会 (10:30～ 中央図書館)
23 日	勤労感謝の日
24 月	振替休日
25 火	特設人権相談 (13:00～ 役場相談室) 身体障害に関する福祉相談 (13:00～ 役場相談室) 介護相談 (9:00～ 福祉センター)
26 水	
27 木	
28 金	労働なんでも相談 (10:30～ 役場相談室)

29 土	おはなし会 (10:30～ 中央図書館)
30 日	MIA国際交流フェスタ2003 (10:00～ サンアート)
1 月	冬の交通安全県民運動 (～10日) 町長ホットライン(8:00～ ラジオ・ラビィート78.6MHz)
2 火	
3 水	年金相談 (10:00～ 役場相談室)
4 木	人権相談 (13:00～ 役場相談室 ～10日)
5 金	12月議会開会 (予定) 心配ごと相談 (9:00～ 福祉センター) 介護相談 (9:00～ ケアハウス寿睦苑)
6 土	おはなし会 (10:30～ 中央図書館)
7 日	
8 月	
9 火	12月議会一般質問 (～10日 予定)
10 水	介護相談 (9:00～ 福祉センター) こどもの相談 (10:00～ なかよし地区子育て支援センター)
11 木	
12 金	法律相談 (13:30～ 役場相談室)
13 土	おはなし会 (10:30～ 中央図書館)
14 日	
15 月	行政相談 (13:00～ 役場相談室)

皆様のご意見を聴かせてください

図1 特定事業の手続きの流れ

事は事業者の行為  
町は三好町の行為

対象は、1,000㎡以上の事業面積の埋立てや盛土、たい積  
※1,000㎡未満の事業面積でも、近くの土地で3年以内に事業が完了したものや施工中の場合は、同一の事業と見なして、事業面積を合算して1,000㎡以上になるときはこの条例の対象になります。

事：まちづくり土地利用条例による特定開発事業に係る手続き

※埋立て等の事業が、三好町まちづくり土地利用条例の特定開発事業に該当するときは、町の土地利用計画と整合しているかなど、三好町まちづくり土地利用条例に基づく特定開発事業にかかる手続きを行います。

事：事業区域内の土地所有者の同意を得る

事：町に埋立て等の許可申請を提出

町：許可基準に適合すれば許可、適合しなければ不許可

許可の場合

- ・事業は許可を受けた日から2年以内に完了

事：町に事業着手の届け出

- ・許可を受けた日から6カ月以内に着手

事：事業の内容等を記載した標識と現場責任者の設置

事：町に土砂等の搬入の届け出

- ・次の単位ごとに、搬入する土砂等が安全基準に適合しているかどうか地質検査を行い、その結果と併せて届け出 ①2,000㎡ごと ②発生場所ごと

事：施工期間中の報告等

- ・施工期間中6カ月(ほかの場所への搬出を目的とした一時たい積は3カ月)ごとに次の事項を町に報告 ①搬入・搬出された土砂等の量 ②事業区域を3,000㎡ごとに区分して、それぞれの区域ごとに実施した土壌の地質検査の結果 ③土砂等管理台帳の作成

事：事業の完了

事：町に事業の完了届を提出

- ・事業区域を3,000㎡ごとに区分して、それぞれの区域ごとに実施した土壌の地質調査の結果を報告

町：現地確認

2年以内に完了

ご意見をお寄せください



残土条例の素案に対する皆様のご意見を聴かせてください。条例の素案の全文は、次の場所でご覧になれます。

▼みよし情報プラザ 役場西館1階 (土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

▼三好町ホームページ http://www.town.miyoshi.aichi.jp/

▼意見の応募方法 11月15日(土)から12月14日(日)までに住所、氏名、電話番号を記入し、環境課へ次のいずれかの方法で

①郵便：〒470-0295 (住所の記入不要)

②電子メール： karkyo@town.miyoshi.aichi.jp

③ファクス： ☎(24)41889

④直接持参  
▼問い合わせ＝環境課 ☎(24)8018 ☎(34)41889

この条例を制定する目的

土砂等の「埋立て等」(埋立てや盛土、たい積)をする行為について、必要な規制を行うことにより、土壌の汚染や災害の発生を未然に防ぎ、住民の皆さんが安全に生活できるようにするため、そして快適な生活環境を守っていくことです。

事業者や土地の所有者、町の責務

事業者は、土壌の汚染と災害の発生を未然に防がなければなりません。土地の所有者は、事業者が土地を提供するときは、土壌の汚染や災害が発生する恐れのないことを確認し、もし、土壌の汚染などが心配される場合は、土地を提供しないように努めなければなりません。そして町は、土壌の汚染などを未然に防ぐため、埋立て等の状況を把握し、不適正な行為を監視する体制を整えなければなりません。

事業者の義務と安全基準

安全基準を設け、この基準に適合しない土砂等による埋立て等を禁止します。残土条例による許可が必要ない面積1,000㎡未満の埋立て等を行うときであっても、安全基準に適合しない土砂等を搬入することはできません。

また事業者は、土砂等が崩落、飛散、流出しないように、盛土やたい積を行うときは、斜面の勾配を緩やかにするなどの措置を講じなければなりません。安全基準とは、環境省の環境基準に準じて

町が定める基準のこと。カドミウムや有機リン、六価クロム、ひ素など27項目についての基準になる数値などを定めます。このため事業者は、条例により地質検査を行うときは、検査の資格を持った人に依頼することになります。

特定事業の手続き方法

手続きの主な流れは、図1のとおりです。

【許可の申請をするとき】

特定事業を実施しようとする者は、あらかじめ、町長に申請し、許可を受けなければなりません。この場合、事前に事業区域内の土地所有者に対して、事業の内容を説明し、同意を得なければなりません。

※特定事業とは、事業面積が1,000㎡以上で、事業を実施する区域以外から搬入する土砂等による土地の埋立て等を行うものです。

【事業を施工するとき】

埋立て等の許可を受けた事業者が、土砂等を搬入するときは、町長に「土砂等の搬入届」を提出します。この届け出は、搬入する土砂等の発生場所ごとに、また同じ発生場所の場合でも2,000㎡ごとに作成します。なおこの土砂等搬入届には、搬入する土砂等について地質検査を行い、その結果を添付しなければなりません。

次に、事業を施工している期間中は、事業を実施している区域を3,000㎡ごとに区分し、その区分ごとの土壌について、事業開始日から6カ月ごとに地質検査を行い、その結果を町長に報告します。

【事業を完了したとき】

「事業の完了届」を提出するとともに、事業を実施した区域を3,000㎡ごとに区分し、その区分ごとの土壌について、地質検査を行い、その結果を町長に報告します。町長は、この届け出により現地確認を行います。

特定事業に対し、土地を提供するとき

土地の所有者は、埋立て等の事業計画を十分確認した上でなければ、土地の提供に同意してはなりません。また特定事業が行われている間は、定期的に施工の状況を把握しなければなりません。

なお汚染された土砂等が搬入されたり、土砂の崩落などの発生を防止するため、緊急の必要があったりするときは、町は事業者のほか、土地所有者にも措置命令を行う場合があります。

条例に違反などがあった場合

町長は、安全基準に適合しない土砂等が使用されている恐れがあるとき、または使用されていることを確認したときは、事業の停止や使用された土砂等の撤去などを命じることができます。また土砂の崩落などの発生を防止するため、緊急の必要があるときは、事業者に措置命令を行うことができます。

町長は、許可を受けた者が、この条例に違反した場合、許可の取り消し、または事業の停止を命令することができます。そのほか、必要に応じ、立ち入り検査や事業に関する報告などを求めることができます。

なおこの条例の実効性を確保するため、命令違反や義務違反に対し、罰則を設けます。